

令和 6 年度 桂川町水防計画書

—みず（水）から守ろうみんなの地域—



桂 川 町

目 次

第1章 総 則	P 1
第2章 水防機構及び事務	P 2
1 水防事務の処理	P 2
2 水防本部の設置及び組織事務分担表	P 2
3 水防本部の係員の非常参集	P 2
第3章 重要水防区域等	P 3
第4章 水防巡視等	P 4
1 水防巡視	P 4
2 水防警報	P 5
3 水防信号	P 6
第5章 水防に関する連絡、通報、広報	P 8
1 連絡通報組織	P 8
2 危険事態発生時の通報連絡	P 8
3 水防に関する広報	P 8
第6章 水防倉庫及び資材	P 9
1 水防倉庫の位置及び資材	P 9
2 水防資材の取扱い	P 9
3 水防資材の調達	P 9
第7章 水防活動	P 10
1 活動体制	P 10
2 消防団の活動	P 10
3 河川、堤防の巡視等	P 11
4 監視及び警戒	P 11
5 避難誘導	P 12
6 安全配慮	P 12
第8章 自衛隊及び警察官等の出動要請	P 13
第9章 堰、水門及びため池の監守	P 13
第10章 重要公共施設の警戒	P 13
第11章 水防活動報告と記録	P 14
第12章 その他	P 14

別 表

別表 1 水防警戒区域一覧表	P 15
重要水防警戒箇所位置図	P 17
土砂災害警戒区域等位置図	P 18
別表 2 水防警報伝達系統図	P 19
別表 3 地区別気象情報伝達系統図	P 20
別表 4 気象予報及び水防警報伝達電話一覧表	P 21
別表 5 水防指令（対策）伝達系統図	P 22
別表 6 関係官公署等所在及び電話番号一覧表	P 23
別表 7 桂川町の医師，歯科医師所在及び電話番号一覧表	P 24
別表 8－1 桂川町水防器材・資材一覧表	P 25
別表 8－2 桂川町保有車両一覧表	P 26
別表 9－1 風水害等配備の基準	P 27
別表 9－2 桂川町の災害時の配備体制表【風水害等】	P 28
別表10 水災時一時避難所	P 29

資 料

水防法抜すい（昭和24年法律第193号）	P 30
桂川町防災会議条例	P 31
本年度桂川町防災会議委員名簿	P 32
桂川町災害対策本部設置規程	P 33
桂川町災害対策本部の構成表	P 35
桂川町の災害対策本部の事務分掌	P 36
桂川町災害対策本部組織図	P 38
警報・注意報基準の表記方法案	P 39
災害協定一覧	P 40
被害発生状況連絡票（地域防災計画書資料編 9－1）	P 41
水防活動実績報告書（様式第 1 号）	P 42
参集記録票（地域防災計画書資料編 8－1）	P 43
参集途上の被災状況記録票（地域防災計画書資料編 8－2）	P 44

第1章 総 則

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、福岡県知事から指定された指定水防管理団体である桂川町が、法第33条の規定に基づき、桂川町の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。（水防法抜すい30頁参照）

第2章 水防機構及び事務

1 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法第16条による水防警報の通知等を受けたときから、洪水等による危険が除去される間、この水防計画及び地域防災計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

2 水防本部の設置及び組織事務分担表

(1) 水防本部

- ① 水防管理者である桂川町長は、福岡県、福岡管区气象台からの気象情報又は国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所からの水防警報の通知を受け、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去されるまでの間、町に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

ただし、災害対策本部が設置された場合、水防本部はその指揮下に入る。

- ② 水防本部の事務局は総務課に置くものとする。

(2) 水防本部の組織及び事務分掌

水防本部の組織及び事務分掌は、桂川町災害対策本部設置規程（平成12年桂川町規程第3号）第7条（33頁添付）に定める構成表のとおりとする。

3 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、班長及び副班長は、参集記録票（43頁添付）により班員の参集状況の報告を行い、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第3章 重要水防区域等

重要水防警戒区域は、別表1（15～16頁添付）のとおりとする。

第4章 水防巡視等

1 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川等の巡視を行うよう指示するものとする。なお、水門及び樋門等については、産業班（産業振興課）等が行うものとする。

また、河川水位が次の表の通報（水防団待機）水位又は氾濫注意水位に達した旨の通知があったときは、直ちに関係水防分団長（消防分団長）に通知するとともに7頁に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせるものとする。また、避難判断水位に達した旨の通知があったときは、直ちに住民に対して周知を行うものとする。地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

（単位：m）

河川名	観測所名	位 置	種別	水 位			
				水 防 団 待機水位 (通報水位)	氾 濫 注意水位 (警戒水位)	避 難 判断水位 (特別警戒 水位)	氾 濫 危険水位 (危険水位)
穂 波 川	秋松橋	飯塚市秋松	テレメーター	2.80	3.70	4.30	4.90
穂 波 川	豆田橋	桂川町豆田	テレメーター	1.05	1.40	1.55	1.80
泉河内川	名代橋	桂川町土師	テレメーター	3.77	4.00	4.30	4.48

河川名	管 理 者
穂 波 川	国土交通省遠賀川河川事務所
穂 波 川	福岡県（飯塚県土整備事務所）
泉河内川	福岡県（飯塚県土整備事務所）

2 水防警報

(1) 県知事が発令する水防警報

- ① 地方本部長（飯塚県土整備事務所長）は、水害の恐れがあると認めたときは、水防警報を発するとともにその旨を直ちに水防管理者（市町村長）に報告しなければならない。
- ② 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ又は必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。
- ③ 法16条第3項の規定により県知事が行う水防警報は、次のとおりとする。

種 類	内 容
第1段階 待機	氾濫注意水位（警戒水位）に達すると思われるとき。
第2段階 準備	氾濫注意水位（警戒水位）を突破すると思われるとき。
第3段階 出動	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇の見込みのあるとき。
第4段階 解除	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下って、再び増水の恐れがないと思われるとき。

(2) 県知事が通知する避難判断水位到達情報

- ① 県知事は、県が指定した水位周知河川の水防管理者（市町村長）に避難判断水位到達情報を通知するものとし、水防管理者（市町村長）は、避難判断水位到達情報を参考に住民に対して避難情報（指示等）を発表するものとする。

(3) 国土交通大臣が発令する水防警報の通報

- ① 県水防本部（河川管理課）は、国土交通大臣（遠賀川水系については、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長）から水防警報発令の通知を受けたときは、直ちにその河川を管轄する県土整備事務所長に通報するとともに関係機関へ通報するものとする。
- ② 水防警報の通知を受けた県土整備事務所長は、その旨を関係水防管理者及びその他水防に関係ある機関へ通報するものとする。
- ③ 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動、その他の処置をとらせるものとする。

3 水防信号

水防信号は福岡県水防信号規程（昭和24年告示第532号）の規定に基づき、次により行うものとする。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第 1 信号	河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。	一般町民に周知するとともに必要な団員を召集し河川の警戒に当たる。
第 2 信号	分団長から洪水のおそれがある旨の報告があったとき。	各分団長を召集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第 3 信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したとき。	各分団長の外、必要に応じ一般町民の出動を求める。
第 4 信号	洪水が著しく切迫し、区域の住民を避難させる必要があると認めたとき。	飯塚警察署に通報し、一般町民を避難場所に誘導する。

水防信号

区 分	警 戒 信 号	措 置 事 項
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 ○ー 約15秒 休止 約 5 秒 ○ー 約15秒 休止 約 5 秒 ○ー
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約 5 秒 ○ー 約 6 秒 休止 約 5 秒 ○ー 約 6 秒 休止 約 5 秒 ○ー
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 ○ー 約 5 秒 休止 約10秒 ○ー 約 5 秒 休止 約10秒 ○ー
第 4 信号	乱 打	約 1 分 ○ー 約 5 秒 休止 約 1 分 ○ー
備考 1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

第5章 水防に関する連絡、通報、広報

1 連絡通報組織

水防本部は、水防活動に必要な情報の収集及び関係機関に対する連絡、通報は、次に掲げる表により、各々行うものとし、状況に応じ迅速に町民及び関係団体へ連絡、通報するものとする。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 水防警報伝達系統図 | 別表 2 (19頁添付) |
| (2) 地区別気象情報伝達系統図 | 別表 3 (20頁添付) |
| (3) 気象予報及び水防警報伝達電話一覧表 | 別表 4 (21頁添付) |
| (4) 水防指令（対策）伝達系統図 | 別表 5 (22頁添付) |
| (5) 関係官公署等所在及び電話番号一覧表 | 別表 6 (23頁添付) |
| (6) 桂川町の医師、歯科医師所在及び電話番号一覧表 | 別表 7 (24頁添付) |

2 危険事態発生時の通報連絡

堤防等決壊、又はこれに準ずる危険な事態が発生した場合、水防本部長は法第25条に基づき、直ちに関係機関及び氾濫のおそれのある下流市町村に通報するとともに必要な措置を講ずるものとする。

3 水防に関する広報

水防本部は、水防に関し、区域内の関係協力団体とあらかじめ協議し、打ち合わせるものとする。

第6章 水防倉庫及び資材

1 水防倉庫の位置及び資材

水防倉庫の位置及び備蓄器材・資材は、別表8－1（25頁添付）のとおりとする。

2 水防資材の取扱い

町管理の資材の引渡しは、水防管理者が行う。

※自主防災組織管理下の水防資機材の引き渡しは、各防災区長が行う。

3 水防資材の調達

水防資材確保のため、水防資材取扱業者をあらかじめ調査し、緊急時における資材の補給に支障のないようにする。

なお、各分団及び関係各班において、状況の急変により水防本部に要請する時間がないときは、各分団長及び関係各班長は当該地域の業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防管理者あてに報告するものとする。

〔参考／主な近隣水防資材取扱業者名〕

資 材 名	業 者 名	電話番号	住 所	備 考
土のう袋等	河野産業(株)	72-3715	飯塚市大分	
くい・板類	林田住宅建設(株)	65-0040	桂川町豆田	
	赤尾建材(株)	24-4455	飯塚市弁分	
その他の資機材	ホームプラザナフコ 飯塚南店	25-7361	飯塚市椿	
	コメリパワー 飯塚店	26-6613	飯塚市太郎丸	
	グッデイ 大隈店	57-4333	嘉麻市牛隈	

第7章 水防活動

1 活動体制

水防本部長は、所属職員を常時勤務から水防活動体制への切替えを迅速かつ的確に行うとともに、事態に即応して勤務者を適宜に交替休養させる等、長期間にわたる非常勤務活動を円滑に遂行できるよう、桂川町災害対策本部設置規程第9条に定める活動体制 別表9-1、9-2（27～28頁添付）をとる。

2 消防団の活動

(1) 洪水等に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって、公共の安全を確保するため、法第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水等による危険が除去するまでの間、この水防計画及び地域防災計画に基づいて活動するものとする。

(2) 分団の水防受持区域を次のとおり定める。

河川名	区 域		氾 濫 注意水位	担当分団	人員	集合場所	責任者
	位 置	延 長					
穂波川	大字豆田 大字中屋 大字寿命 大字瀬戸	3,400m	1.35m	第1分団	57人	第1分団 本部詰所	第1分団 分団長
馬敷川	大字中屋 大字寿命 大字瀬戸	650m	水位観測所 なし	第1分団	57人	第1分団 本部詰所	第1分団 分団長
泉河内川	大字瀬戸 中ノ坪橋下流まで 日ノ隈橋下流まで	700m 7,970m 1,770m	1.60m	第1分団 第2分団 第3分団	57人 67人 57人	第1分団 本部詰所 第2分団 本部詰所 第3分団 本部詰所	第1分団 分団長 第2分団 分団長 第3分団 分団長
碓 川	大字土師 大字吉隈	1,660m 1,500m	水位観測所 なし	第2分団 第3分団	67人 57人	第2分団 本部詰所 第3分団 本部詰所	第2分団 分団長 第3分団 分団長

団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることがある。

3 河川、堤防の巡視等

- (1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化等を水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、福岡県水防信号規程、第1信号により地域住民に周知するものとする。

- (2) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水等の恐れを察したときは、直ちに、その状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号により団員を招集し、水防作業に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。

- (3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防管理者に報告するものとする。

- (4) 各分団長は、洪水等の危険が切迫し、直ちに域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。

- (5) 各分団長は、地震による堤防の漏水、沈下等の場合についても、上記に準じて対応するものとする。

4 監視及び警戒

- (1) 非常警戒

消防団長は、出動命令を発したときから解除するまでの間、特に水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異状を発見した場合は、直ちに水防本部に報告するとともに必要な措置を講ずるものとする。

(2) 警戒区域の設定

消防団長又は消防団に属する者は、水防上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止し若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(3) 居住者等の水防従事

消防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

5 避難誘導

(1) 水防本部長は、警戒区域内の町民の生命、財産に危険があると認められるときは、避難のための立ち退きを指示することができる。立ち退きを指示する場合は所轄警察署長に通知しなければならない。

(2) 消防団及び自主防災組織は、避難の指示が発せられた場合は、避難対策に基づき避難誘導に努める。

一時避難所は、別表10（29頁添付）のとおりとする。

6 安全配慮

水防活動に従事するにあたり、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

<水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項>

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時には、ラジオや携帯端末などを携行し、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 水防活動は複数人で行う（水門等操作含む）

第8章 自衛隊及び警察官等の出動要請

1 水防本部長は、水防上必要があると認めたときは、次の方法により出動を要請する。

(1) 自衛隊については、県知事を経て派遣要請する。ただし、特に緊急な場合は、町長が最寄りの部隊あてに派遣を要請することとする。

(2) 警察官については、所轄警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(3) その他、地方自治体については、当該団体の長に要請する。

第9章 堰、水門及びため池の監守

町内の河川及びため池の水位の変動を監視し、事態に応じ堰、水門等の開閉を行う。

第10章 重要公共施設の警戒

学校、その他重要な公共施設の長は、各施設の所属職員をもって警戒に当たり、水防上必要があると認めたときは、直ちに所属長及び水防本部長に報告するとともに必要な措置を講ずるものとする。

第11章 水防活動報告と記録

- 1 各分団長及び水防本部関係各班長は、地域防災計画書資料編 9－1 被害発生状況連絡票（41頁添付）により記録し、水防本部長に報告するものとする。
- 2 各分団長及び水防本部関係各班長は、水防活動終了後 2 日以内に別紙様式第 1 号・水防活動実績報告書（41頁添付）により水防本部長に報告するものとする。
- 3 水防体制から常時に復したときは、10日以内に飯塚県土整備事務所を通じて福岡県知事に報告する。
- 4 水防活動を開始したときは、水防日誌に記載するとともに、必要に応じて現場写真を撮影しなければならない。
- 5 水防資材については、水防資材受払簿に記載するものとする。

第12章 その他

- 1 水防本部設置前における活動は、消防団及び水防に関係のある各課が関係機関と密接な連絡により実施する。
- 2 出勤の場合の報告
水防本部長は、消防団を出動させたときは、その状況を速やかに地方本部に通報する。
- 3 水防非常事態の解除
水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下となり、水防警戒の必要がなくなったときは、非常事態を解除し、これを住民に周知させる。

別表 1

〇令和6年度重要水防警戒区域一覧表

対象 番号	箇 所	予想される危険	当面の 対 策
1	内山田字宮の上（松尾氏宅裏）	土石流危険渓流	監 視
2	土師字皮箆石溪流	〃	〃
3	土師字谷（佐藤氏宅裏）	〃	〃
4	土師字徳力（大塚氏宅裏）	〃	〃
5	土師字中谷（樋口氏宅裏）	〃	〃
6	土師字奈良（奈良谷）	〃	〃
7	土師字狩野（狩野ため池上流域）	〃	〃
8	土師字的場（大塚氏宅～瓜生氏宅裏山）	急 傾 斜 地 崩 壊 の 恐 れ	監 視
9	瀬 戸（大将陣採石入口から北方300m付近）	〃	〃
10	瀬 戸（ＪＲ大楠踏切南方50m～150m付近）	〃	〃
11	瀬 戸（青柳食品裏山）	〃	〃
12	吉隈字日ノ隈 大将陣東南側	〃	〃
13	寿 命（桂川自動車前）	〃	〃
14	中 屋（林田氏宅裏山）	〃	〃
15	土師字仁連（旧神崎商店裏）	法面崩壊の恐れ	監 視
16	土師配水池	地すべりの恐れ	監 視
17	寿命公園（安部田氏宅裏）	〃	〃
18	寿命公園（寿命ハイツ裏山）	〃	〃
19	土師七（小山田氏宅裏山）	〃	〃

対象 番号	箇 所	予想される危険	当面の 対 策
20	豆 田（平塚氏宅裏水路）	溢 水	監 視
21	（一級河川遠賀川水系）県知事区間 穂波川中屋橋下流 右岸500m	越 水	監 視
22	（一級河川遠賀川水系）県知事区間 馬敷川馬場島橋上下流 右岸400m	〃	〃
23	（一級河川遠賀川水系）国土交通大臣管理区間 左岸中屋字下川原13番1地先、左岸寿命字前川原966番地先 から幹川合流地点まで	堤 防 高 不 足	監 視
24	土師三区（大村医院付近）	冠 水	監 視
25	内山田字二ノ尾（松尾氏宅裏）	土石流危険溪流	監 視

○土砂災害警戒区域

（土砂災害の恐れがある区域）

自然現象の種類	指定箇所数	区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	5	寿命（公民館南東側斜面）、泉ヶ丘（団地南東斜面）他
土石流	2	徳力川（土師一・大塚氏宅裏）他
地滑り	4	土師一（佐藤氏宅裏）他

※出典：平成23年度 福岡県砂防基礎調査事業

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査結果）

○土砂災害特別警戒区域

（土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域）

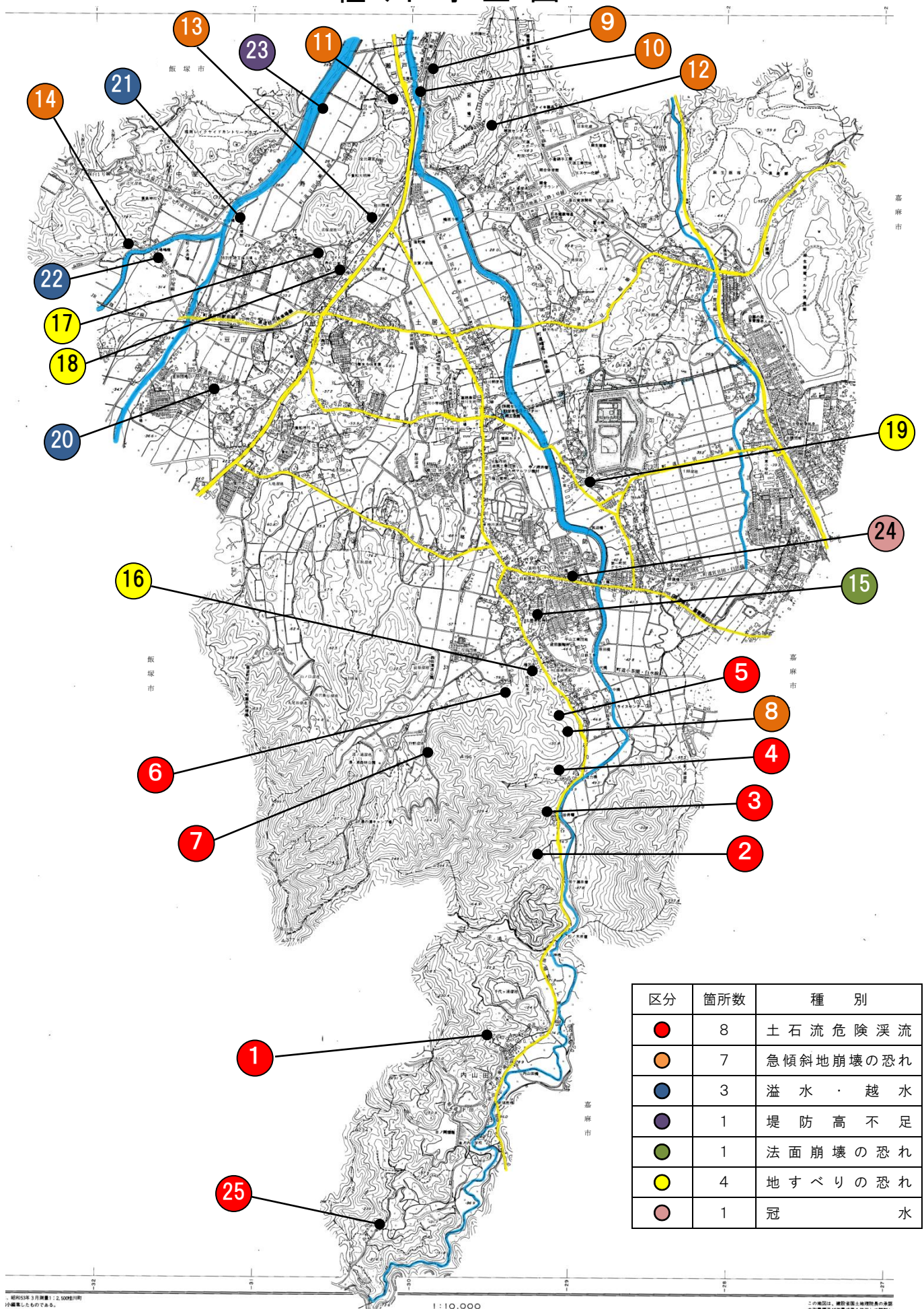
自然現象の種類	指定箇所数	区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	65 （人家有・内46）	中屋（中屋集落裏山）、瀬戸（青柳食品裏山）他
土 石 流	7 （人家有・内3）	湯ノ浦川（湯ノ浦キャンプ場）他
地 滑 り	0	

※出典：平成23年度 福岡県砂防基礎調査事業

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査結果）

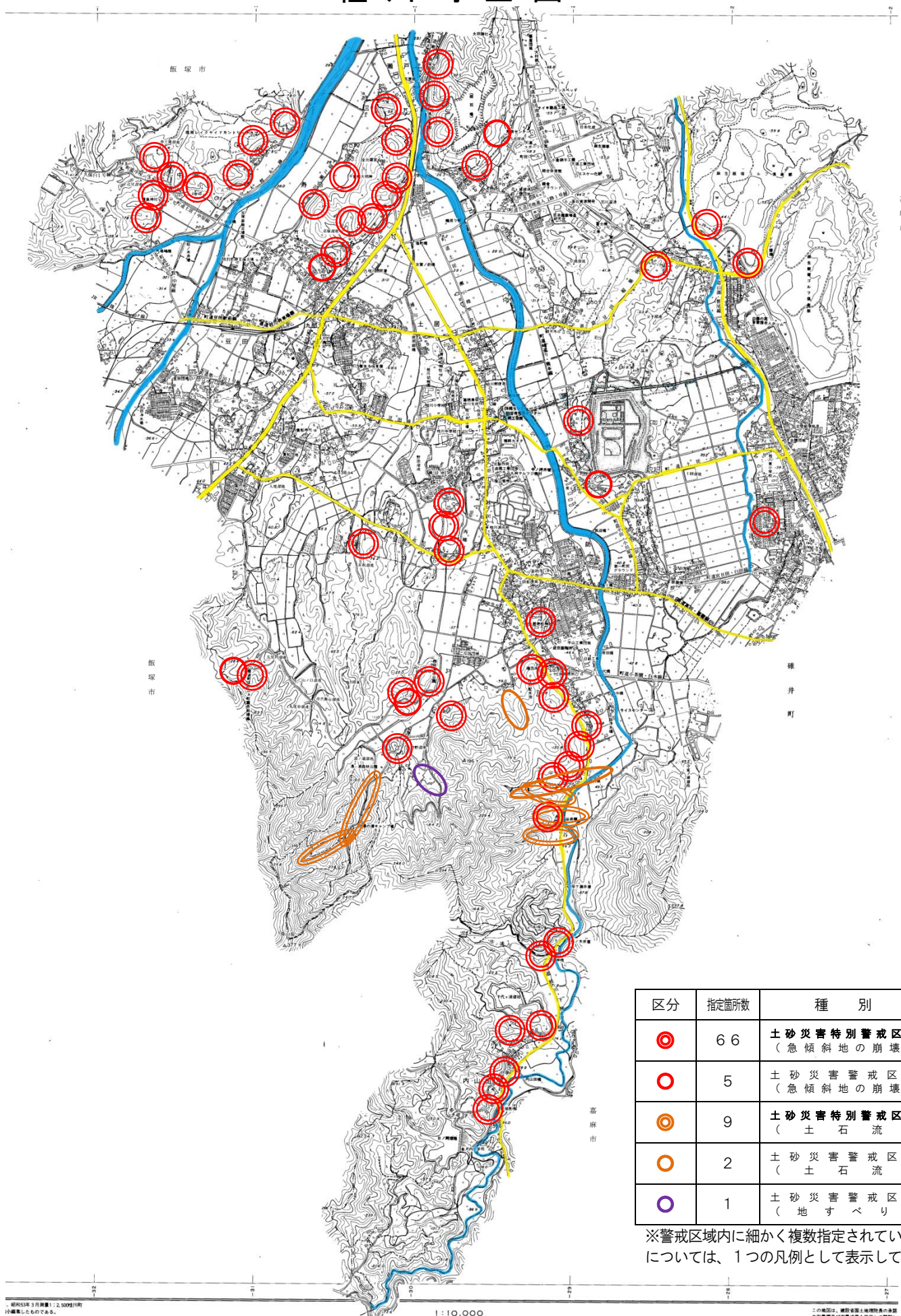
重要水防警戒箇所位置図

桂川町全図



土砂災害警戒区域等位置図

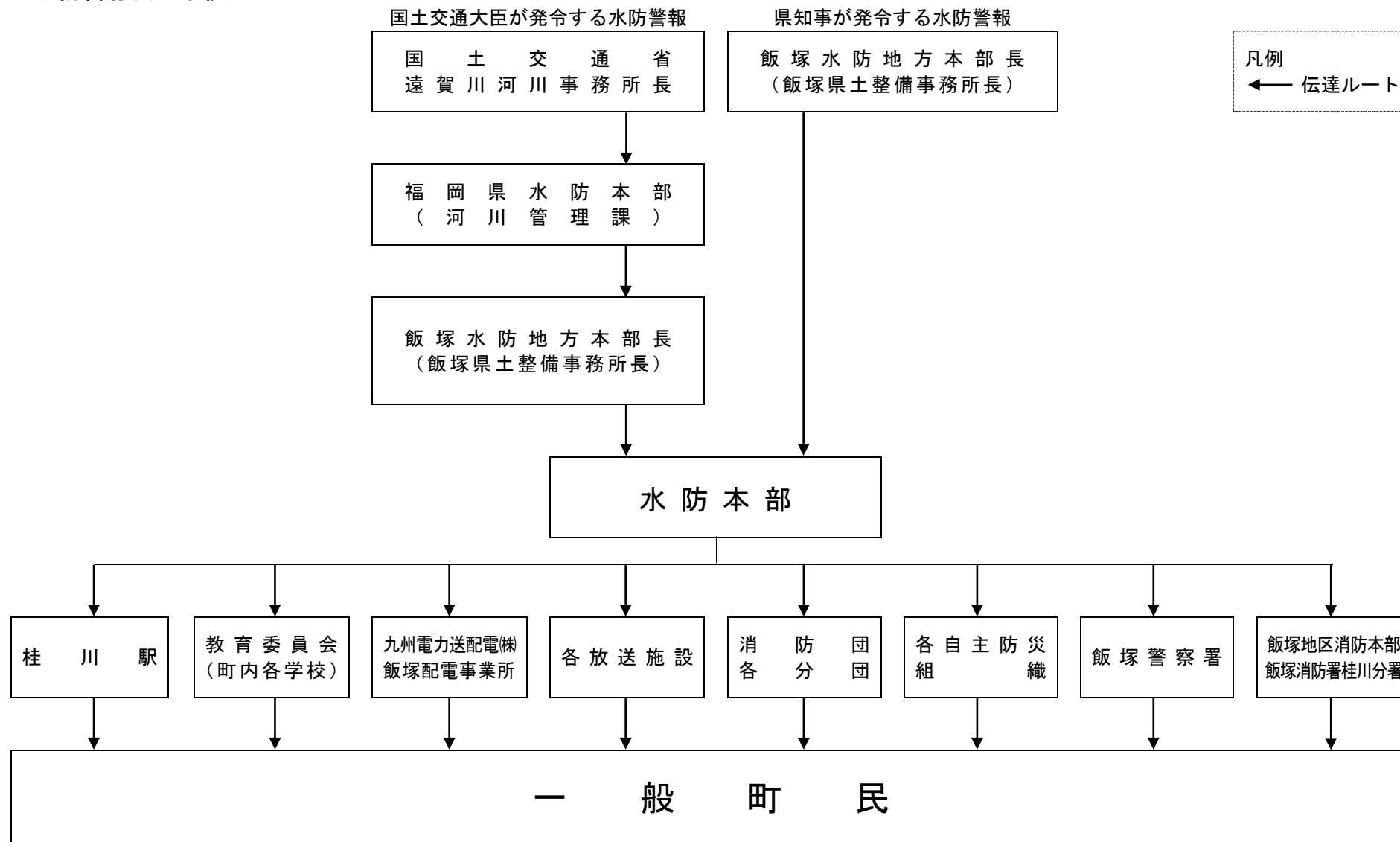
桂川町全図



区分	指定箇所数	種 別
◎	66	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
○	5	土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
◎	9	土砂災害特別警戒区域 (土石流)
○	2	土砂災害警戒区域 (土石流)
○	1	土砂災害警戒区域 (地すべり)

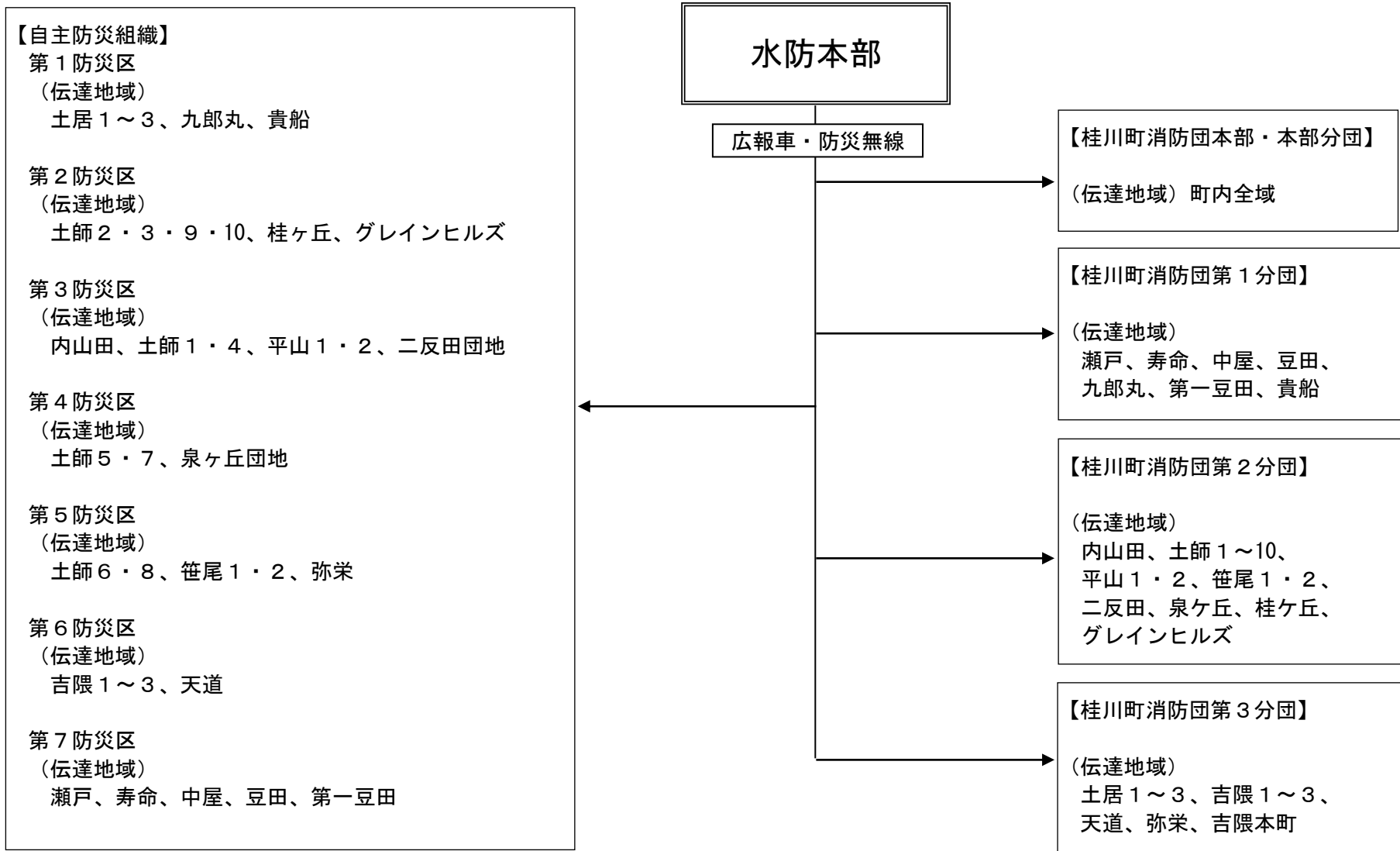
※警戒区域内に細かく複数指定されているものについては、1つの凡例として表示しています。

別表 2
○水防警報伝達系統図



別表 3

○地区別気象情報伝達系統図



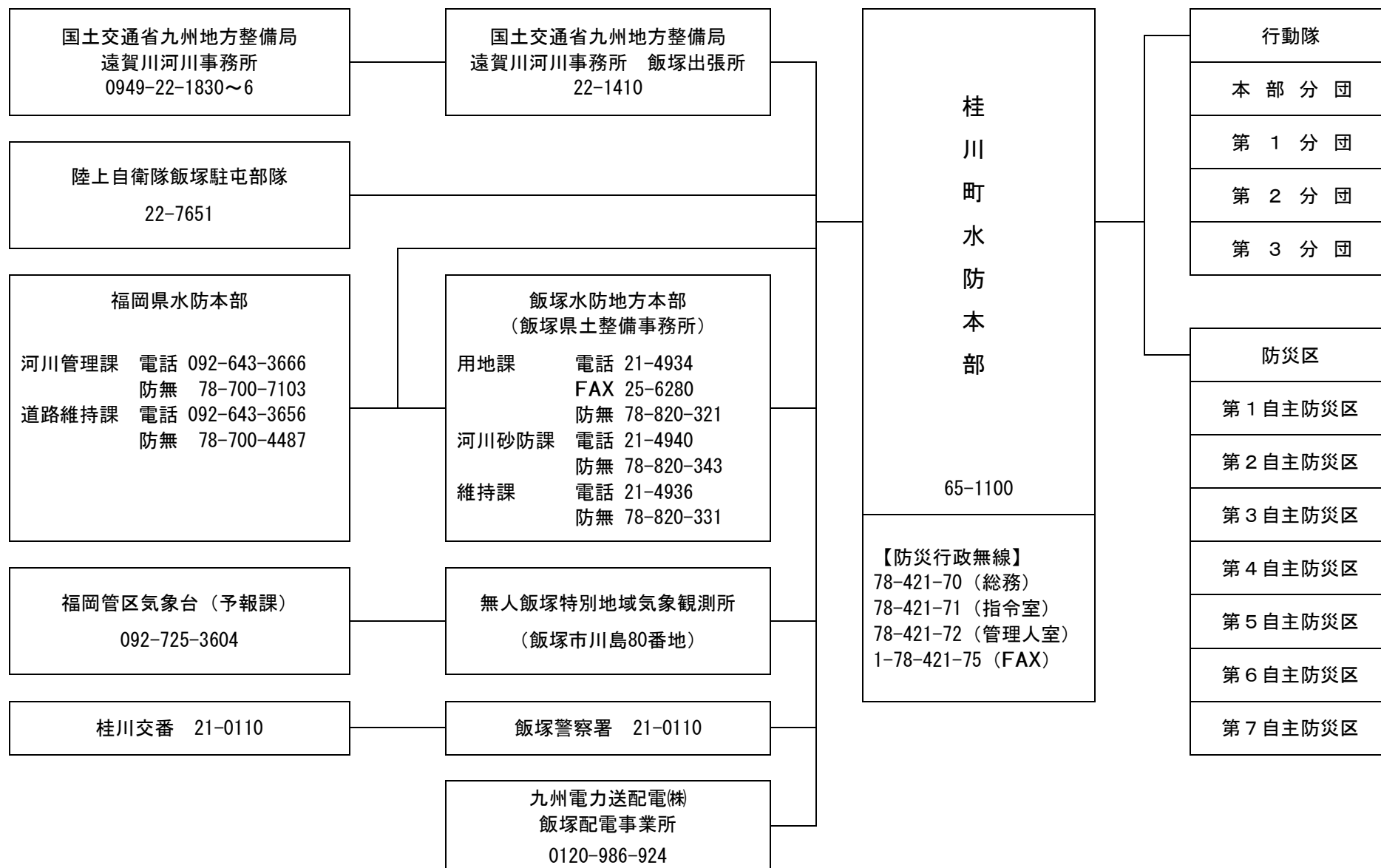
別表 4

○気象予報及び水防警報伝達電話一覧表

関係機関	電話番号	放送施設	電話番号
福岡管区気象台	092-725-3604	桂川町役場	65-1100
県総務部防災危機管理局 消防防災指導課	092-641-4734 (県防) 78-700-7022	桂川町住民センター	65-2007
		桂川小学校	65-0015
県河川管理課	092-643-3666 (県防) 78-700-7103	桂川東小学校	65-1200
		桂川中学校	65-0032
県道路維持課	092-643-3656 (県防) 78-700-4487	桂川幼稚園	65-1400
		土師保育所	65-0077
飯塚県土整備事務所	用地課 21-4934 維持課 21-4936	桂川町総合体育館	65-5145
		王塚装飾古墳館	65-2900
飯塚警察署	21-0110	桂川町立図書館	65-4946
桂川交番	21-0110	桂川町総合福祉センター (ひまわりの里)	65-0001
陸上自衛隊飯塚駐屯部隊	22-7651		
飯塚地区消防本部	22-7600	桂川町社会福祉協議会 いきいきセンター「桂寿苑」	65-2271
飯塚消防署桂川分署	65-0321		
九州電力送配電株式会社 飯塚配電事業所	0120-986-924		
西日本電信電話株式会社 筑豊営業支店	26-2710		
桂川駅	65-0034		
桂川町消防団	65-1100		
自主防災組織	65-1100		

別表 5

○水防指令（対策）伝達系統図



別表 6

○関係官公署等所在及び電話番号一覧表

関係官公署名	所在地	電話番号	関係官公署名	所在地	電話番号
国土交通省遠賀川河川事務所 飯塚出張所	飯塚市川島729-1	22-1410	福岡県庁	福岡市博多区東公園7-7	昼間 092-651-1111 夜間 092-622-5108
飯塚農林事務所	飯塚市新立岩8-1	21-4951	桂川町役場	桂川町大字土居424-1	65-1100
飯塚県土整備事務所	飯塚市新立岩8-1	21-4934	飯塚市役所	飯塚市新立岩5-5	22-5500
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	飯塚市新立岩8-1	21-4911	嘉麻市役所	嘉麻市岩崎1180	62-5353
飯塚警察署	飯塚市柏の森159-26	21-0110			
陸上自衛隊飯塚駐屯地	飯塚市津島282	22-7651			
九州電力送配電(株) 飯塚配電事業所	飯塚市新飯塚23-32	0120-986-924			
西日本電信電話(株) 筑豊営業支店	飯塚市本町8-6	26-2710			
飯塚医師会	飯塚市西町1-4	22-0165			
飯塚地区消防本部	飯塚市菰田52-1	22-7600			
飯塚消防署桂川分署	桂川町大字九郎丸611-1	65-0321			
無人飯塚特別地域気象観測所	飯塚市川島80	(無人化)			
飯塚労働基準監督署	飯塚市芳雄13-6	22-3200			
桂川駅	桂川町大字豆田131-6	080-7580-2099			

別表 7

○桂川町の医師、歯科医師所在及び電話番号一覧表

病 院 （ 医 院 ） 名	診 療 科 目	住 所		電 話 番 号
青 柳 医 院	内 科 ・ 外 科	桂川町大字土師2431番地3	平 山 一	65-0013
嘉 穂 信 和 病 院	内 科	桂川町大字土師28番地	笹 尾 二	62-2788
内 田 外 科 内 科 医 院	内 科 ・ 外 科	桂川町大字土居1270番地10	土 居 二	65-2121
大 村 内 科 医 院	内 科	桂川町大字土師2361番地8	土 師 三	65-0016
き は ら 内 科 消 化 器 科 医 院	内 科 ・ 消 化 器 科	桂川町大字土師2199番地11	土 師 二	20-9015
桂 川 腎 ク リ ニ ッ ク	内 科 ・ 腎 臓 内 科	桂川町大字瀬戸148番地1	瀬 戸	26-8080
大 塚 歯 科 ク リ ニ ッ ク （ 土 師 ）	歯 科	桂川町大字土師2363番地2	土 師 三	65-0074
大 塚 歯 科 医 院 （ 豆 田 ）	歯 科	桂川町大字豆田170番地3	豆 田	65-0195
川 波 歯 科 こ ど も 歯 科 ク リ ニ ッ ク	歯 科	桂川町大字土居390番地1	土 居 一	65-4010
い の ま た 歯 科 医 院	歯 科	桂川町大字土師3498番地3	土 師 二	65-4618
桂 川 歯 科 医 院	歯 科	桂川町大字土居877番地	土 居 一	65-5400

別表 8 - 1

○桂川町水防器材・資材一覧表

(令和 6 年 6 月 4 日)

種別 所属別		資 器 材															
		ナタ	かま	エブ	ペンチ	くわ	ツルハシ	とび口	ノコ	ハンマー	かき板	発電機	蓄電池	照明灯	掛矢	スコップ	一輪車
桂川町管理	水防倉庫	2	12	28	7	4	7	3	6	7	16	1	3	2	10	28	5
	建設事業課	1	2	5	2	2	5	1	2	4	5				2	3	
	防災倉庫											2		4			
自主防災組織管理	防災倉庫											7				70	
計		3	14	33	9	6	12	4	8	11	21	10	3	6	12	101	5

種別 所属別		資 器 材															
		ブルーシート	土のう	クイ	ナイロンロープ	トラロープ	水中ポンプ	ハンドマイク	誘導灯	懐中灯	難燃毛布	間仕切	マット	ベッド	ゴムボート	救命胴衣	
桂川町管理	水防倉庫	3.6×5.4 2枚 5.4×5.4 4枚	※ 1,200袋	70本	200m 10巻	4巻			5	10					2艇	20	
	建設事業課	5.4×7.2 7枚 7.2×9.0 3枚								1							
	防災倉庫	3.6×5.4 5枚					3				1,550	65セット (260部屋)	153セット (612枚)	30			
自主防災組織管理	防災倉庫	5.4×5.4 70枚				35巻		70	70	35	140						
計		95枚	1,200袋	70本	10巻	39巻	3	70	75	46	1,690	65セット (260部屋)	153セット (612枚)	30	2艇	20	

※桂川町管理（水防倉庫）の土のう1,200のうち600は土を入れたもの

水防倉庫の位置・・・・・・・・桂川町役場 車庫棟 1 階（桂川町大字土居424番地1）

防災倉庫（町管理）の位置・・・・・・・・桂川町役場 西側駐車場（桂川町大字土居424番地1）

防災倉庫（自主防災組織管理）の位置・・・町内各行政区（公民館・集会所等）

別表 8－2
○桂川町保有車両一覧表

(令和 6 年 6 月 4 日)

種別 所属別	消防自動車	指令車	ダンプ・軽 トラック	バス	乗用車 (バン・ワゴン 含む)	軽	障がい者用 リフト付車	給食車	計
町			6	7	4	24	1	1	43
消防団	4	2			1				7
計	4	2	6	7	5	24	1	1	50

別表 9 - 1

○風水害等配備の基準

本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害警戒本部	第 1 配備体制	○気象警報が発表され、暴風、降雨、河川の水位の状況により警戒が必要になったとき。	○災害情報の収集、伝達	第 1 配備要員 (防災担当職員)
	第 2 配備体制	○比較的軽微な規模の災害が発生したとき。 ○局所的な災害が発生したとき。	○災害情報の収集、伝達災害又は二次災害の注意、警戒	第 2 配備要員 (防災担当職員、主な災害応急対策関係職員)
災害対策本部	第 3 配備体制	○全町的な警戒体制が必要になったとき。 ○相当規模の災害が発生したとき。 ○災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき。	○局地的な応急対策活動 (災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難場所の開設、災害広報等)	第 3 配備要員 (職員の約 1 / 2)
	第 4 配備体制	○大規模な災害が発生したとき。 ○航空機事故など重大な事故が発生したとき。	○町の組織及び機能のすべてによる応急対策活動	第 4 配備要員 (全職員)

別表 9 - 2

○桂川町の災害時の配備体制表【風水害等】

平常時課名	災害対策本部 体制の班名	災害警戒本部体制		災害対策本部体制	
		風水害等 第1配備	風水害等 第2配備	第3配備	第4配備
総務課	総 務 班	○	○	職 員 の 約 1 / 2	全 職 員
企画財政課 (企画広報係) (町誌編さん係)	総 務 班		○		
企画財政課 (財政係)	経 理 班		○		
議会事務局	総 務 班		○		
監査委員事務局	経 理 班		○		
出納室	経 理 班				
保険環境課 (医療介護保険係)	援 護 班				
保険環境課 (生活環境係)	救 護 衛 生 班				
健康福祉課 (福祉係) (高齢者・女性係)	援 護 班				
健康福祉課 (健康推進係) (母子保健係)	救 護 衛 生 班				
住民課	援 護 班				
子育て支援課	救 護 衛 生 班				
建設事業課	建 設 班	○	○		
税務課	建 設 班				
産業振興課	産 業 班	○	○		
水道課	水 道 班		○		
学校教育課	教 育 班				
共同調理場	教 育 班				
社会教育課	教 育 班				
消防本部・消防署		※消防の定める計画による			

別表10

○水災時一時避難所

地区	避難予定地	収容能力 (人)	炊出能力 (1回当り)			電話番号	所在地	給食センター
			釜数	米	燃料			
桂川町	桂川町住民センター	580	2升炊 1個 3升炊 1個	7.5kg	プロパン	65-2007	桂川町土居424-8	【炊出能力】 1時間で米100kg 【燃料】 プロパン 【電話番号】 65-3600
	桂川町総合体育館	1,230	(給食センター)			65-5145	桂川町吉隈429-26	
	桂川町人権センター	130	3升炊 1個	4.5kg	プロパン	65-1187	桂川町土居360	
	桂川中学校	830	(給食センター)			65-0032	桂川町土居524	
	桂川小学校	620	(給食センター)			65-0015	桂川町土居552	
	桂川東小学校	610	(給食センター)			65-1200	桂川町土師28-1	
	桂川町総合福祉センター (ひまわりの里)	670	3升炊 1個 5升炊 1個	12.0kg	プロパン	65-0001	桂川町土居361	
	いきいきセンター 「桂寿苑」	200	(給食センター)			65-2271	桂川町土居463-1	

○水防法抜すい（昭和24年法律第193号）

（目 的）

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防警報）

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

（決壊の通報）

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（水防計画）

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

○桂川町防災会議条例

昭和49年12月25日
条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、桂川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 桂川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者 1人
 - (2) 県知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者 4人
 - (3) 県警察の警察官のうちから、町長が任命する者 1人
 - (4) 飯塚地区消防組合消防長及び消防団長
 - (5) 指定公共機関職員のうちから、町長が任命する者 2人
 - (6) 町議会議長
 - (7) 副町長、教育長
 - (8) 町長が、その部内の職員のうちから指定する者 5人
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認める者 4人
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該部門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第4号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○令和6年度桂川町防災会議委員名簿

令和6年6月4日現在

番号	所 属	氏 名	備 考
1	桂川町長	井 上 利 一	(会長) 第3条第2項
2	国土交通省遠賀川河川事務所 飯塚出張所長	金 縄 祐 典	第5項第1号
3	福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導 課長	中 村 智 弘	第5項第2号
4	福岡県飯塚農林事務所長	佐 伯 亮 俊	第5項第2号
5	福岡県飯塚県土整備事務所長	中 西 政 人	第5項第2号
6	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長	永 松 鎮 生	第5項第2号
7	福岡県飯塚警察署長	木 原 明 徳	第5項第3号
8	飯塚地区消防組合飯塚消防署桂川分署長	矢 野 信 秀	第5項第4号
9	桂川町消防団長	田 中 文 夫	第5項第4号
10	九州電力送配電(株)飯塚配電事業所長	榊 文 雄	第5項第5号
11	西日本電信電話(株)筑豊営業支店長	藤 澤 真一郎	第5項第5号
12	桂川町議会議長	林 英 明	第5項第6号
13	桂川町副町長	山 邊 久 長	第5項第7号
14	桂川町教育長	大 庭 公 正	第5項第7号
15	桂川町総務課長	横 山 由 枝	第5項第8号
16	桂川町建設事業課長	原 中 康	第5項第8号
17	桂川町産業振興課長	横 山 龍 一	第5項第8号
18	桂川町保険環境課長	川 野 寛 明	第5項第8号
19	桂川町健康福祉課長	原 田 紀 昭	第5項第8号
20	陸上自衛隊飯塚駐屯地第3高射特科群 第303高射搬送通信中隊長	尾 崎 淳 一	第5項第9号
21	桂川町自主防災組織 第一防災区長	藤 川 秀 樹	第5項第9号
22	桂川町消防団女性消防班部長	本 田 英 子	第5項第9号
23	桂川町PTA連絡協議会役員	山 口 香 織	第5項第9号

※任期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

○桂川町災害対策本部設置規程

平成12年4月1日公布
桂川町規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、桂川町災害対策本部条例（昭和49年桂川町条例第26号）の規定により、桂川町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、桂川町役場内に置く。

(本部長)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第2項に基づき、町長をもって充てる。

(副本部長)

第4条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

(本部付)

第5条 本部に災害対策本部付（以下「本部付」という。）を置き、消防団長及び消防団副団長をもって充てる。

(本部員)

第6条 本部員は、桂川町の常勤職員及び桂川町消防団員をもって充てる。

(本部の組織)

第7条 本部に部及び班を置き、その構成及び分掌事務は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 部に部長及び副部長を置き、班に班長及び副班長を置く。

3 部長、班長は、本部長、副本部長等の命を受け、それぞれの部、班の防災業務に従事する。

4 副部長、副班長は、部長、班長を補佐し、事故あるときは、その職務を代理する。

5 班員は、班長の命に従い防災業務に従事する。

(本部会議)

第8条 本部に、災害に対する応急対策について協議するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部付、各部の部長及び副部長をもって構成し、災害対策に関する重要な事項について協議する。

3 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(配備基準)

第9条 本部設置前（災害警戒本部）及び本部設置後（災害対策本部）における配備基準は、別表第3のとおりとする。

2 本部長は、本部を設置したとき、又は本部設置後において配備の規模を変更する必要が生じたときは、その規模を指定する。

(配備体制)

第10条 部長は、配備の規模に応じて、必要と認める人員を配備し、災害対策活動にあたらなければならない。また、その配備体制表は別表第4のとおりとする。

2 前項の規定に基づく人員を配備したときは、その状況を桂川町地域防災計画に定める参集記録票により、速やかに本部長に報告しなければならない。

(応援)

第11条 部長は、災害対策活動を実施するにあたり、他の部に応援を求める必要があるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合は、本部長は必要に応じ所要人員を派遣するものとする。

(その他の事項)

第12条 この規程に定める事務を処理する場合は、原則として他のすべての事務に優先して、迅速かつ的確に処理するとともに関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第13条 この規程に定めるもののほか、本部に関する活動事項について、桂川町地域防災計画の定めるところによる。

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 7 条第 1 項関係）
○桂川町災害対策本部の構成表

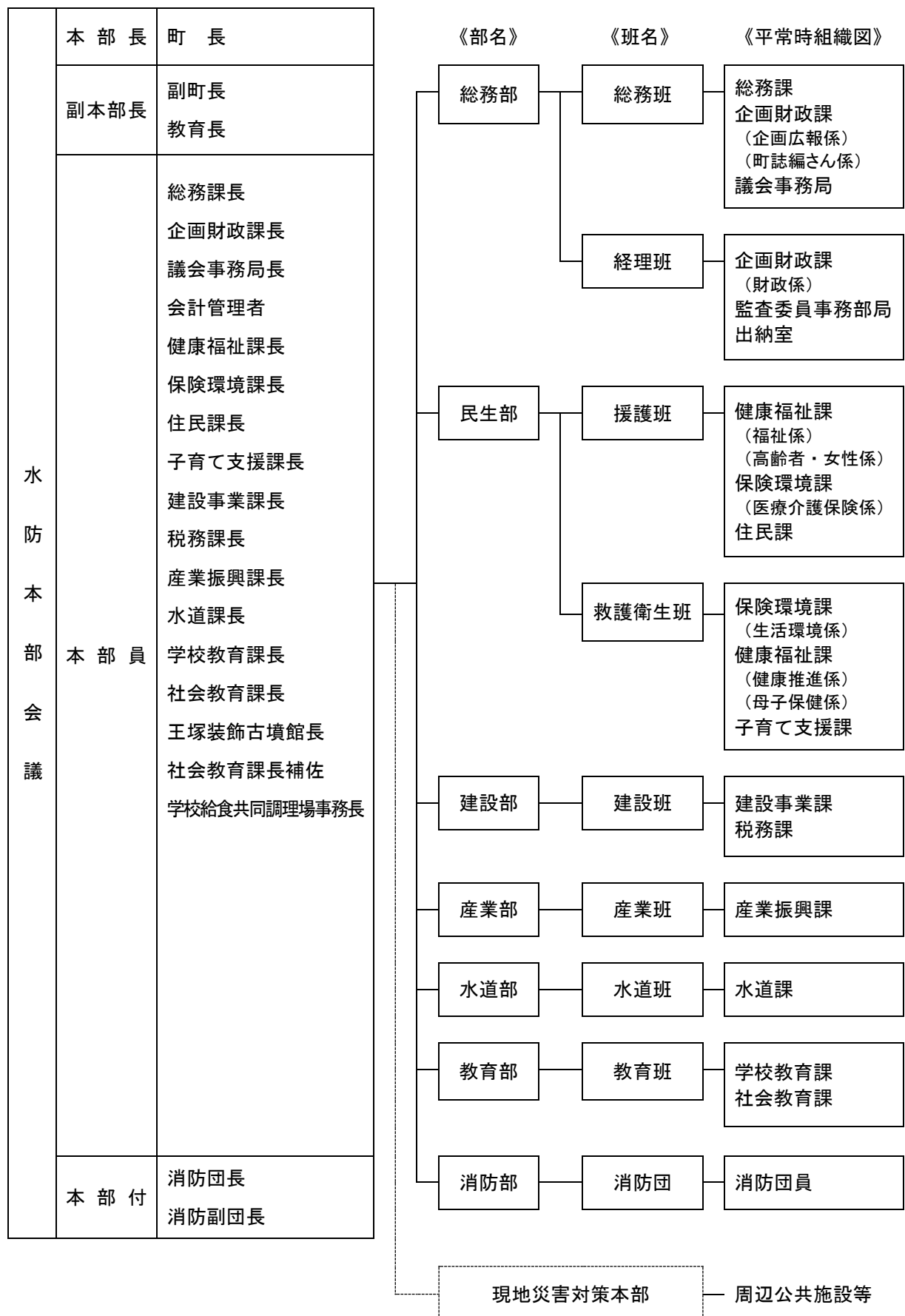
部名	正 副 部 長 名	班名	正 副 班 長 名	班 員
総務部	部 長 総務課長 副部長 企画財政課長 " 会計管理者 " 議会事務局長	総務班	班 長 庶務係長 副班長 人事係長 " デジタル化推進係長 " 総務課付係長 " 企画広報係長 " 町誌編さん係長 " 議会事務局係長	庶務係 人事係 デジタル化推進係 総務課付係 企画広報係 町誌編さん係
		経理班	班 長 財政係長 副班長 会計係長	財政係 会計係 監査委員事務局
民生部	部 長 保険環境課長 副部長 健康福祉課長 " 子育て支援課長 " 住民課長	援護班	班 長 福祉係長 副班長 高齢者・女性係長 " 医療介護保険係長 " 住民年金係長	福祉係 高齢者・女性係 医療介護保険係 住民年金係
		救 護 衛生班	班 長 生活環境係長 副班長 健康推進係長 " 母子保健係長 " 子育て支援係長 " 保育所係土師保育所園長	生活環境係 健康推進係 母子保健係 子育て支援係 保育所係土師保育所
建設部	部 長 建設事業課長 副部長 税務課長	建設班	班 長 事業係長 副班長 管理鉱害係長 " 管財契約係長 " 滞納整理係長 " 収納係長 " 税務係長	事業係 管理鉱害係 管財契約係 滞納整理係 収納係 税務係
産業部	部 長 産業振興課長	産業班	班 長 農林振興係長 副班長 商工統計係長	農林振興係 商工統計係
水道部	部 長 水道課長	水道班	班 長 業務係長 " 工務係長	業務係 工務係
教育部	部 長 社会教育課長 副部長 学校教育課長 " 王塚装飾古墳館長 " 社会教育課長補佐 " 学校給食共同調理場事務長	教育班	班 長 教務係長 副班長 社会教育係長 " 社会体育係長 " 文化財振興係長 " 図書館係長 " 隣保・人権同和教育係長 " 共同調理場係長 " 桂川幼稚園教務主任	教務係 社会教育係 社会体育係 文化財振興係 図書館係 隣保・人権同和教育係 共同調理場係 桂川幼稚園
消防部	部 長 消防団副団長	消防団	消防団員	

別表第2（第7条第1項関係）
○桂川町の災害対策本部の事務分掌

部 名	班 名	事 務 分 掌
総務部	総 務 班	1 職員の動員配備に関すること。 2 災害対策本部の設置・廃止及び庶務に関すること。 3 本部会議の開催に関すること。 4 各部との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関すること。 5 災害応急対策全般の調整に関すること。 6 気象及び地震情報等の収集伝達に関すること。 7 防災行政無線の管理、統制に関すること。 8 関係機関等からの被害情報の収集に関すること。 9 被害情報のとりまとめに関すること。 10 被害情報の県、関係機関への報告に関すること。 11 自衛隊派遣要請に関すること。 12 県、他市町村への応援要請及び連絡調整に関すること。 13 住民組織（自主防災組織等）との連絡調整に関すること。 14 見舞者等への応接及び秘書に関すること。 15 災害救助法の適用に関すること。 16 警戒区域の設定に関すること。 17 避難の指示等に関すること。 18 住民への広報に関すること。 19 報道機関への協力要請及び対応に関すること。 20 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関すること。 21 車両等の確保、配分に関すること。 22 災害復興の企画立案に関すること。 23 り災証明に関すること。 24 議会との連絡調整に関すること。
	経 理 班	1 職員の給食及び衛生管理に関すること。 2 災害応急対策に係る財政措置に関すること。 3 義援金の受け入れ、配分に関すること。 4 災害復興の企画立案の補佐に関すること。
民生部	援 護 班	1 行方不明者リストの作成に関すること。 2 被災者相談等への対応に関すること。 3 応急仮設住宅の入居者選定に関すること。 4 災害時要配慮者の安全確保と安否確認に関すること。 5 避難所の要配慮者に対する応急支援に関すること。 6 福祉避難所等の確保と移送に関すること。 7 要配慮者に対する各種支援措置に関すること。 8 要配慮者に対する福祉仮設住宅等での支援措置に関すること。 9 ボランティアの活動支援に関すること。 10 災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること。 11 災害弔慰金等の支給に関すること。
	救護衛生班	1 園児の安全確保と安否確認に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 救急医療及び助産に関すること。 4 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 5 救護所の設置に関すること。 6 医薬品、資器材の確保に関すること。 7 被災者の健康と衛生管理に関すること。 8 心のケア対策その他保健医療に関すること。 9 被災地の防疫に関すること。

部 名	班 名	事 務 分 掌
民生部	救護衛生班	10 仮設トイレの設置に関する事。 11 し尿の処理に関する事。 12 生活ごみの処理に関する事。 13 動物の保護、収容に関する事。 14 納棺用品等の確保に関する事。 15 遺体の収容、安置に関する事。 16 遺体の埋葬に関する事。
建設部	建 設 班	1 臨時ヘリポートの設置に関する事。 2 本部長指示による被災地の現地調査に関する事。 3 民間建物の被害調査、整理に関する事。 4 水防活動に関する事。 5 土砂災害危険箇所等の警戒及び応急対策に関する事。 6 交通情報の収集、道路規制に関する事。 7 緊急輸送路の確保に関する事。 8 被災建物の応急危険度判定に関する事。 9 被災住宅の応急修理に関する事。 10 応急仮設住宅の建設に関する事。 11 福祉仮設住宅の供給に関する事。 12 住家、道路、河川等の障害物の除去に関する事。 13 がれきの処理に関する事。 14 自衛隊の受け入れ及び連絡調整に関する事。 15 広域応援の受け入れ及び連絡調整に関する事。 16 鉱害対策に関する事。 17 り災証明の補佐に関する事。
産業部	産 業 班	1 食料、生活物資、資器材等の緊急輸送に関する事。 2 食料の確保、供給に関する事。 3 炊き出しの実施、支援に関する事。 4 生活物資の確保、供給に関する事。 5 物資集配拠点の設置に関する事。 6 調達及び救援物資の受け入れに関する事。
水道部	水 道 班	1 飲料水の確保、供給に関する事。 2 水道施設の応急復旧に関する事。
教育部	教 育 班	1 避難所の開設に関する事。 2 避難所の運営に関する事。 3 避難所での広報に関する事。 4 幼児、児童、生徒の安全確保、安否確認に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 文化財の保護に関する事。 7 炊き出しの実施、支援の補佐に関する事。
消防部	消 防 団	1 消火活動に関する事。 2 救出活動に関する事。 3 救急活動に関する事。 4 避難誘導に関する事。 5 行方不明者の捜索に関する事。
各 班 共 通		1 班内職員の動員配備に関する事。 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 民間団体への協力要請及び連絡調整に関する事。 4 本部の指示に基づく各班の応援に関する事。

○桂川町災害対策本部組織図



○警報・注意報基準の表記方法案

1 大雨警報基準

細分区域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
筑豊地方	桂川町	24	153

2 洪水警報基準

細分区域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準※1
筑豊地方	桂川町	穂波川流域＝20.8 泉河内川流域＝10.3 碓川流域＝6.6	—

3 大雨注意報基準

細分区域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
筑豊地方	桂川町	15	99

4 洪水注意報基準

細分区域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準※1
筑豊地方	桂川町	穂波川流域＝16.6 泉河内川流域＝8.2 碓川流域＝5.3	—

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を表しています。

【参考】

土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表にどれだけ溜まっているかを表す指数。タンクモデルにより算出する。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 土壌雨量指数基準値は、1 km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (2) 流域雨量指数基準値及び複合基準値は、1 km四方毎に設定している。洪水の欄中、流域雨量指数基準及び複合基準は、主要な河川における代表地点の基準値を示す。
- (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域＝30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

○災害協定一覧

締結先	締結日	協定名
桂川町建設業組合	平成22年6月1日	災害時における応急対策業務等に関する協定書
国土交通省九州地方整備局	平成24年5月21日	桂川町における大規模な災害時の応援に関する協定書
国土交通省遠賀川河川事務所	平成25年7月11日	河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する協定書
公益社団法人 福岡県トラック協会	平成25年8月24日	災害時の緊急救援物資輸送に関する協定書
株式会社ゼンリン	平成26年9月2日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
株式会社アクティオ	平成28年7月21日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書
一般社団法人 飯塚医師会	平成30年3月26日	災害時の医療救護活動に関する協定書
九州電力株式会社 飯塚配電事業所	平成30年12月14日	桂川町地区災害復旧に関する覚書
株式会社トライアルカンパニー	令和元年11月18日	災害時における物資供給等に関する協定書
九州朝日放送株式会社	令和元年12月20日	防災パートナーシップに関する協定書
県内の市町村、消防の一部事務組合	令和2年3月11日	福岡県消防相互応援協定
ヤフー株式会社	令和2年11月24日	災害に係る情報発信等に関する協定書
社会福祉法人 桂川町社会福祉協議会	令和3年7月16日	桂川町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書
株式会社ナフコ	令和3年8月4日	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書
株式会社グッデイ	令和3年8月4日	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

9 - 1 被害発生状況連絡票

被害発生状況連絡票				
受 付 日 時	年 月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 氏名	電話 ()
被 害 発 生 場 所				
被 害 状 況				
記録者	氏名	班	送 付 日 時 送付先	年 月 日 時 分 班
関係班 処 置 記 録				
本 部 解散後 の対応				

様式第1号

水 防 活 動 実 績 報 告 書

年 月 日

作成責任者

印

出 水 の 概 況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水 防 実 施 箇 所	川 左 岸 地先 m 右								
日 時	自 年 月 日 時 ~ 至 年 月 日 時								
出 動 人 員	消防団員		本 部 員		そ の 他		合 計		
	人		人		人		人		
水 防 作 業 の 概況及び工法									
水 防 の 効 果	効 果 被 害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使 用 資 機 材						居 住 者 状 の 況			
						水 関 係 者 防 の 傷			
						雨 水 位 量 の 況			
水防活動に関する 自 己 批 判									
備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

8-1 参集記録票

参集記録票

○参集後に各自が班単位で記入し、総務班に提出すること

整理番号

■災害対策班名 班

■場所 _____ ■報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

[illegible]

総務班へ提出

8－2 参集途上の被災状況記録票

参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入すること

整理番号 _____

■報告者氏名	■災害対策班名	班
■参集報告 ○参集日時 年 月 日 時 分 ■見聞情報（参集時に見聞きした情報） ○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと 火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する ■地図・略図		

総務班へ提出